

管理濃度改正のご案内（平成21年厚生労働省告示第195号）

作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号においてニッケル化合物、砒素及びその化合物の管理濃度を新たに定められるとともに、クロロホルム、シクロヘキサノン、テトラヒドロフラン、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素、アクリルアミド、塩素化ビフェニル（別名PCB）、臭化メチル、弗化水素及び粉じんについて下表の通り、管理濃度の改定が行われます。

クロロホルム等11物質の管理濃度を改定する告示については、適用日が平成21年7月1日とされます。

なお、新規に管理濃度を定めるニッケル化合物、砒素及びその化合物の2物質については、平成21年4月1日から適用されます。但し、特定化学物質障害予防規則に基づく発散抑制措置、作業環境測定等の措置は、平成22年3月31日まで猶予されます。）

物質名	管理濃度（旧）	管理濃度（新）
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	—	ニッケルとして 0.1mg/m ³
砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	—	砒素として 0.003mg/m ³
クロロホルム	10ppm	3ppm
シクロヘキサノン	25ppm	20ppm
テトラヒドロフラン	200ppm	50ppm
トリクロルエチレン	25ppm	10ppm
トルエン	50ppm	20ppm
二硫化炭素	10ppm	1ppm
アクリルアミド	0.3mg/m ³	0.1mg/m ³
塩素化ビフェニル（別名 PCB）	0.1mg/m ³	0.01mg/m ³
臭化メチル	5ppm	1ppm
弗化水素	2ppm	0.5ppm
粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{0.59Q + 1}$ この式において、E 及び Q はそれぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 mg/m ³ ） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位パーセント）	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E 及び Q はそれぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 mg/m ³ ） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位パーセント）

詳しくは厚生労働省告示第百九十五号を御確認下さい。